

論壇

標準化された財務データと税理士業務を考える



磯部和郎 【大森】

1、標準化された財務データの出現

平成16年に国税の申告書の提出について電子申告が実用化されて以来、法人の申告について私たちの業務にパラダイムシフトとも言えるべき前提の変化が引き起こされたと言える。

電子申告が始まる前までの電子データは、紙での作業をより効率化させるのに役立つ。しかしそれまでの財務情報は、紙により媒介されるということ。そのままの状態では何らの拡張性も持ち得ないものであった。情報の受け手としてデータを比較し分析する場合、受け手側が必要に応じて作表をしなければならない必要があった。

2、データ連係の胎動

データ形式にそれら事業報告用の言語が用いられたことで一つのデータに必要な意味を持たせたいことができる。受け取った側もデータに求める意味が付されているのでそのまま必要な分析を行うことができる。しかしそれ故に表現されるデータには厳格な運用ルールが求められることになる。国税の電子申告について言えば、そのために用意された科目辞書(税務申告用財務諸表タクソノミ、

以下「税務タクソノミ」という)の勘定科目以外の科目を使用することが大幅に制限されている。特殊な科目を用いることが許されない訳ではないが、その場合は、XBR Lの拡張タクソノミのルールに従い厳密に対応することが求められる。電子申告が軌道に乗ってきた現在、私たちは、紙ベースの時代に前提とされてきた報告の仕方がすっかり変貌を遂げ、標準化されたデータを次に繋げることが当然視される状況が日々定着しつつあることに気づく必要がある。

財務データがXBR L化されてきたことで経済社会は新たな歩みをはじめた。公開会社に課せられた財務情報の公表に用いられているEDINET(エディネット、Electronic Disclosure for Investors' Network)とは、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの名称で、平成16年の運用当初はデータ形式としてHTML

(Webページを記述するための言語)が用いられたが、平成20年4月1日以降に開始する事業年度の提出書類より、財務諸表部分XBR L化して提出することが義務づけられている。このことにより投資家等は、インターネットで開示書類を閲覧するだけでなく、財務諸表本表についてはXBR L形式のデータをダウンロードして分析・加工を迅速に行うことが可能になった。

納税システム(e-Tax)においても法人税の財務諸表部分にはデータ形式としてXBR Lが採用されている。法人の送信データは、全体としてXMLにより記述される。この財務諸表部分のデータについてはXBR L化されている。このように送信データがXML及びXBR Lになることでデータの受け渡し、お互いのコンピュータ環境に依存しない広範なアプリケーションに取り込むことが可能となった。かくて電子申告データの二次利用が始まることとなった。

EDINETの場合も、e-Taxの場合も要となるのは参加者の間で使用される勘定科目の標準化である。私たち税理士事務所が関与先の決算書をe-Taxにより電子申告で提出する場合、送信される財務データは、XBR L化される時点での標準的な科目体系(税務タクソノミ)に変換されて送信される。e-Taxの運用により標準化されたデータが蓄積されてくるとそれは当初の受け手に高い利便性をもたらすのみならず、今日では、そのデータは、次の必要先に繋ぐことが可能になっている。禁則処理を犯すこと

に送信されたデータをe-Taxの利用者ファイルからメッセージボックスを開きその中の当該会社データをダウンロードする。かたちで納税者及び代理人税理士の承認を得て受け取る仕組みである。このため紙の有する偽造等のリスクがなく、情報の真正性という点でも高い評価を得ている。

私たち税理士事務所でも電子申告の普及定着とともに前述したような標準化されたデータを扱うための基礎的条件が整いつつある。しかし、事務所内作業の実際には標準化されたデータの特質を阻害するいくつかの課題があるため業務効率の向上に繋がりにくい現実がある。

タクソノミについて先ほど科目辞書と記したが、これは単なる勘定科目リストに止まらず勘定科目の並び順、勘定科目間の計算式までもが定義される幅の広い概念である。従ってタクソノミに採用されている勘定科目名を不用意に書き換えるとか、独自の科目を挿入するということは許されない。禁則処理を犯すこと

3、電子申告データのあり方と二次利用上の問題点

業務の効率化にも役立っている。銀行の電子申告データの二次利用については、三菱東京UFJ銀行がいち早くそのための仕組みを構築し、続いてNTTデータ社が同様な仕組みを作り、利用を希望する金融機関に提供している。両社とも納税者から国税の受付サーバー

に送信されたデータをe-Taxの利用者ファイルからメッセージボックスを開きその中の当該会社データをダウンロードする。かたちで納税者及び代理人税理士の承認を得て受け取る仕組みである。このため紙の有する偽造等のリスクがなく、情報の真正性という点でも高い評価を得ている。

よりその科目が持つ本来の意味を損なうことになるからである。この点について会計ソフトベンダーの対応がまちまちなため、あるベンダーのソフトでは科目名の書換えや挿入を禁止していない一方、他のソフトでは独自の科目が委細構わず「その他」の科目に割り付けられるというケースもある。

こうなるとせっかく標準化されたデータも、次の必要な先に正確に伝わらないことになり、受け側としては結局、送信者に問い合わせるか、改めて紙による決算書を受け取るようになる。あるいは不正確なままに誤った分析が行われる可能性もある。定着しつつある電子申告の取組が一層の

4、新たなタクソノミの構築へ向けて

今後は法人の申告書も漸増的に電子化されていくであろう。このとき受け渡しされる決算書データは、前述した税務タクソノミにより定義された勘定科目により表現されることになる。つまりこれまで各会計ソフトに依存していた科目体系から税務タクソノミが用意した勘定科目体系に収斂していくことになる。

電子申告が始まって以来、既に5年以上にわたって上記のタクソノミを活用してきたわけであるが、事実上、税務タクソノミが中小企業用計算書類のスタンダードになりつつある。しかし、現行の税務タクソノミの使い勝手はどうであろうか。中小企業には中小企業の実務にふさわしい、よりシンプルなタクソノミがあっても良いように思われる。システムの利用者が技術的な仕様を理解する必要がないという意味では、税理士がコンピュータ言語で

が受け取られることとなっている。e-Taxへの送信に際し、送り手が選択的にデータを送るような作りになっていないので書面添付のデータも自動的に金融機関に届いてしまうことになる。この添付書面は、税理士が納税者の意志とは別に作成提出することができる書面でもあることから納税者に披見されることを予定していない場合にデータを二次利用した結果、納税者本人の知るところとなる可能性が指摘されている。

あるXBR Lについて精通している必要はないが、他方でタクソノミが表現する内容は、財務諸表のあり方を定義した、会計業務と密接に関連するものである。多くの中小企業の会計業務をサポートする税理士としては、税務タクソノミに関心を持ち、これまでの経験も踏まえ実務的な意見を反映した最適なタクソノミの構築を模索しても良い時期にきているのではないかと。税理士会には、電子申告の普及推進の一方でこうした取組にも積極的に目を向けていただきたいと願っている。(一)

(本稿は「論壇」用の内容を抜粋して掲載しました。図説等も含めた全文は、本会ホームページ「税理士のためのIT講座」
http://www.tokyozetris-hikai.or.jp/tax_accountants/school.htmlを参照してください。)